

ラトビア共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	外交上の経路による 証拠調べ (民訴条約9条3項)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し1部	1 依頼書 1通 写し2部 2 嘱託書 (添付書類を含む) 1通 写し2部	
IV 訳文	ラトビア語又は証人等が解する言語	ラトビア語	
V 費用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	